

# 一般社団法人 農産資源認証協議会 会員規程

## (目的)

第1条 この規定は一般社団法人 農産資源認証協議会（以下協議会という。）定款第5条に規定する会員について必要な事項を定める。

## (会員)

第2条 協議会の目的に賛同し、入会し協議会の活動を支援する者を会員とする。会員は下記の種別とし、正会員は一般社団及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 : 総会で議決権を有する法人、団体および個人。

## (入会)

第3条 会員として入会しようとする者は、別紙の様式による申込みをし、理事会の承認を得るものとする。

## (入会の不承認)

第4条 入会申込をした者が以下の何れかの項目に該当する場合、その者の入会を承認しないことがある。

(1) 過去に協議会より除名処分を受けたことがある場合

(2) 入会申込の際の申告事項に、虚偽の記載、誤記、又は記入漏れがある場合

## (指定代表者)

第5条 第2条に定める正会員のうち、法人および団体である者については、その代表するものを指定する。

2 前項により指定された者を指定代表者と称する。

3 指定代表者はその団体を代表し、正会員としての権利を行使する。

4 総会への参加及び議決権を行使する場合には、指定代表者が自ら行う。ただし、指定代表者自らが行うことができない場合には、指定代表者はその団体に属する者に総会への出席および議決権の行使を代行させることができる。

(義務)

第6条 会員は協議会の目的を遵守し、協議会の活動を支援しなければならない。

2 会員は毎年、会費を納入しなくてはならない。

3 会員は住所、氏名（団体の名称）や登録内容に変更が生じた場合、ただちに協議会へ届け出なければならない。

(会費)

第7条 協議会の会員の毎年の会費は次のとおりとする。

(1) 正会員 1, 000, 000円

第8条 入会時に納入すべき会費は、入会申し込み時に納入しなければならない。

第9条 入会2年目以降の会費の納入は、各年度の5月までに納入するものとする。

(権利・義務の始期)

第7条 会員としての権利は、会費の納入が完了した時に発生するものとする。総会への

参加および総会での議決権の行使については、毎年3月31日時点で正会員であるもののみが権利を行使できるものとする。

(会員資格の譲渡の禁止)

第8条 会員資格を第三者に譲渡若しくは使用させたり、売買、担保の設定等に供する等の一切の処分行為はできないものとする。

2 法人および団体の会員が第10条(3)により会員資格を喪失した場合において、後継法人及び団体として理事会がその資格を認める場合においては、会員資格を当該後継法人及び団体に継承できるものとする。

(団体の情報の私的利用の範囲外の利用禁止)

第9条 会員は、協議会が承認した場合を除き、協議会を通じて入手したいかなる情報をも複製、販売、出版、送信、放送、工業所有権の出願その他私的利用の範囲を越えて使用をすることはできず、また、第三者をして使用させることはできない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は次の各号に該当するときは、資格を喪失する。

- (1) 協議会に所定の退会届を提出したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 本人が死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 社員総会の同意があったとき。

(会費の返還)

第11条 いかなる事由であっても、既に納入した会費は一切返還しない。

(再入会)

第12条 第10条により資格を喪失した者が再入会を希望し、協議会がそれを認めるときは、再入会が認められる。

2 再入会に際しては、所定の会費を改めて納入しなければならない。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときには、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、議決の前に弁明の機会を与えなくてはならない。

(1) この規定に違反したとき。

(2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

附 則

この規定は、令和3年7月14日から実施する。

## 一般社団法人農産資源認証協議会 入会申込書（正会員 法人・団体）

年 月 日

一般社団法人 農産資源認証協議会 代表理事 殿

貴法人の趣旨に賛同し、入会を申し込みます。

入会後は、貴法人の定款及び各種規定などを遵守いたします。

## ■申し込み法人・団体 \*記載必須

ふりがな	
法人および 団体名	
住所	〒
ふりがな	
法人及び団体 代表者*氏名	役職名  氏 名 印

\*「法人及び団体代表者」とは、当法人への入会申込及び会費支払いを決議できる方であれば、必ずしも例えば「代表取締役」の方でなくても結構です。

## ■団体代表者 \*記載必須（総会に出席し、議決権を行使する方）

ふりがな			
団体代表者 所属・氏名	部署名	役職名	
	氏 名		
所属部署 住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-Mail			

## ■事務連絡者 \*記載任意（団体代表者に代わって事務連絡を受ける方）

ふりがな			
事務連絡者 所属・氏名	部署名	役職名	
	氏 名		
所属部署 住所	〒		
電話番号		FAX 番号	
E-Mail			

以 上